

平成26年第2回教育委員会定例会  
(2月4日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成26年2月4日(火)午後2時15分

場 所 教育委員会室

出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	須 賀 裕
生涯学習推進担当部長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	嶋 田 邦 彦
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	針 谷 玲 子
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さ ち 子
青少年・スポーツ課長	小 澤 隆
中央図書館長	川 島 俊 二
事 務 局 副 参 事	柿 沼 浩 一

日 程

日程第1 議案審議

- 第2号議案 平成25年度東京都台東区一般会計補正予算(第7回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第3号議案 平成26年度東京都台東区一般会計予算(当初)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第4号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第5号議案 東京都台東区立学校設置条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第6号議案 東京都台東区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第7号議案 東京都台東区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の意見聴取に

ついて

第8号議案 東京都台東区奨学資金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

イ 東京大学工学部丁友会が実施する事業に対する後援について

(2) 青少年・スポーツ課

ウ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成26年度学校(園)施設管理用務業務委託について

イ 平成26年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

ウ 後援名義の使用について

(2) 学務課

エ 台東幼稚園閉園式について

オ たいとうこども園について

カ 平成25年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について

(3) 児童保育課

キ 平成26年度保育環境の充実と待機児童対策の推進について

ク 愛隣保育園の改築及び補助金追加交付について

ケ こどもクラブ障害児保育学年延長の拡大について

(4) 指導課

コ 教員の異動について

サ 外部指導員の事故について

(5) 教育改革担当

シ 小中学校ICT教育の推進について

ス スーパーティーチャー育成事業の成果報告について

(6) 生涯学習課

セ 平成25年度台東区区民文化財台帳登載及び指定について

(7) 青少年・スポーツ課

ソ 平成25年度「第32回 台東区青少年をほめる運動」審査結果について

3 3月の行事予定について

4 その他

午後2時15分 開会

樋口委員長 ただいまから、平成26年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

それでは会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

樋口委員長 それでは、ここで傍聴についてお諮りします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 議案審議

第2号議案

樋口委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、事務局各課ごとに説明をお願いいたします。

まず、第2号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、第2号議案、平成25年度東京都台東区一般会計補正予算(第7回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するもので、2月7日からの第1回区議会定例会で審議されるものでございます。

内訳書をご覧ください。歳入予算について総額8,426万5,000円の増額、歳出予算について総額1,242万4,000円の増額でございます。

歳入予算の内訳として2件ございます。まず、国庫補助金の教育費補助金でございます。学務課が、幼稚園就園奨励費として、助成対象者の減による500万円の減額でございます。

次に都補助金の教育費補助金でございます。庶務課が、私立幼稚園費として、助成対象者の減による200万円の減額、児童保育課が、子ども家庭支援包括補助事業費として、保育所緊急整備事業補助金の補正分、2,643万6,000円の増額、教育支援館が、緊急雇用創出臨時特例事業費として、保育園における特別支援教育支援員配置に対する補助金、6,482万9,000円を計上してございます。

補正の歳入予算合計額は、8,426万5,000円の増額でございます。

次に、歳出予算の内訳として3件ございます。まず、教育総務費の事務局費でございます。都職員研修旅費等において、都費振替に伴う残、庶務課が90万円、学務課が311万2,000円の減額でございます。

次に、幼稚園費の幼稚園総務費でございます。庶務課において私立幼稚園就園奨励の見込減による執行残として300万円の減額、私立幼稚園保護者負担軽減の見込減による執行残として200万円の減額、私立幼稚園保護者補助の見込減による執行残として500万円の減

額でございます。

次に、児童保育費の児童保育総務費でございます。児童保育課が私立保育所緊急整備事業補助に要する経費の補正分として2,643万6,000円の増額でございます。

補正の歳出予算合計額は、1,242万4,000円の増額でございます。

以上、教育費関係の補正予算の概要をご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 ご質問がございませんので、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第2号議案については、原案どおり決定いたしました。

### 第3号議案

樋口委員長 次に、第3号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 第3号議案、平成26年度東京都台東区一般会計予算における教育費関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

平成26年度一般会計予算、教育関係経費計上予定案内訳書をご覧ください。

歳入は、総額17億5,365万4,000円で、前年度比15.8%の増となっております。歳出は、総額141億2,251万8,000円で、前年度比14.4%の増となっております。

平成26年度の教育関係歳入予算で、まずは主に増額となったものからご説明いたします。分担金及び負担金の教育費負担金において、保育費、こどもクラブ費における見込人数の増がございます。また、国庫支出金の教育費負担金において、保育委託費における認可保育所の誘致等による増、教育費補助金において、学校施設環境改善交付金の石浜小学校の外壁改修等、非構造部材耐震化に対する補助、及び次世代育成支援対策施設整備交付金の(仮称)谷中防災・コミュニティ施設併設児童館等整備への補助等の増がございます。

都支出金の教育費負担金において、保育委託費における認可保育所の誘致等による増、教育費補助金において、小規模保育運営支援等事業費及び待機児童解消区市町村支援事業費の認可保育所新規誘致に係る補助や、子ども家庭支援包括補助事業費等の増、保育所緊急整備として愛隣保育園改築支援補助及び第68回国民体育大会会場地運営費の終了による減との相殺増でございます。

次に、減額となった主なものにつきまして、分担金及び負担金としては、小中学校校庭の水飲栓直結給水化経費の都分担金終了による減がございます。

次に、使用料及び手数料ですが、教育使用料において、幼稚園保育料の見込園児数の減

と、リバーサイドスポーツセンター施設利用見込増との相殺減がございます。

次に、平成26年度教育費歳出予算の概要表をご覧ください。一般会計予算は、総額952億円で、前年度比6%の増でございます。教育費の総額は、141億2,251万8,000円で、前年度比14.4%の増でございます。教育費の一般会計における構成比は、14.8%でございます。

次の表は、教育費における項別内訳でございます。教育費計、事業費予算総額は、110億5,321万4,000円で、前年度比19.9%の増でございます。教育費計、人件費予算総額は、30億6,930万4,000円で、前年度比1.7%の減でございます。

次に、資料4ページの平成26年度各項人件費（職員費）の増減説明でございます。教育総務費及び社会教育費は、教育委員会各課職員人件費、小学校費及び中学校費は、学校事務及び用務職員等人件費、幼稚園費は、幼稚園教員人件費、児童保育費は、保育園の保育士人件費、こども園費は、幼稚園教員及び保育士人件費が計上されております。

人件費は、中学校費及び社会教育費を除き、全て減額となっておりますが、小学校費、こども園費を除く全ての項において職員数は増えております。

平成26年度歳出予算につきまして、5ページからは歳出予算における項別の主な事業の増減でございます。まず、教育総務費でございます。増となった主な事業は、子ども・子育て支援新制度準備事務による増がございます。なお、教育支援館運営については、資料最終ページにあります、教育支援館の事業組み替えについてのとおりです。後ほどご覧いただきますようお願いいたします。減となった主な事業は、学校（園）非常勤職員の採用、帰宅困難者対策などがございます。

次に小学校費でございます。増となった主な事業は、管理運営費における小学校施設管理の光熱水費等の実績見込みの増、小学校施設保全の計画工事規模の増、パソコン整備における小学校パソコン整備の教職員LANシステム機器入替等による増、小学校ICT教育の推進におけるデジタル教科書導入や、授業用パソコン配置等による増がございます。

新規事業は、管理運営費における小学校体育館の天井耐震化や、小学校普通教室フロアリング整備、小学校少人数指導教室エアコン整備による増がございます。

減となった主な事業は、職員費の職員数減による減、管理運営費における小学校校庭の水飲栓直結給水化の終了による減、パソコン整備における児童用パソコン整備の入替終了によるソフト購入の減、要保護・準要保護就学援助における被認定者数の見込減による減がございます。

次に中学校費でございます。増となった主な事業は、職員費の職員数の増による増、管理運営費における中学校施設保全の計画工事件数・規模の増、パソコン整備における中学校パソコン整備の教職員LANシステム機器類入替等による増、中学校ICT教育の推進におけるデジタル教科書導入や、授業用パソコン配置等による増がございます。

新規事業といたしましては、忍岡中学校仮校舎設置、中学校スクールカウンセラーによる増などがございます。

減となった主な事業は、管理運営費における中学校校庭の水飲栓直結給水化の終了、パ

ソコン整備における生徒用パソコン整備の入替終了によるソフト購入の減、中学校新学習指導要領対応における和楽器整備や地域防災教育における防災用ヘルメット購入の終了、要保護・準要保護就学援助の被認定者数の見込減による減がございます。

次に、校外施設費でございます。少年自然の家管理運営において、構内道路舗装工事実施等による増がございます。

次に、幼稚園費でございます。増となった主な事業は、私立幼稚園における私立幼稚園就園奨励において、国の制度改正による多子世帯の単価増、対象人数の見込み増による増がございます。

減となった主な事業につきましては、職員費において職員構成の変化に伴う減、そのほか私立幼稚園における保護者負担軽減、及び保護者補助において対象人数の見込み減による減がございます。

次は、児童保育費でございます。増となった主な事業は、保育委託において保育所入所児童数の見込み増、認証保育所における認証保育所運営費助成の、認証保育所の開設や、認証保育所保育料助成の、助成対象児童数の見込み増、グループ型小規模保育における施設数の増、保育士等処遇改善に伴う増、そのほか認可保育所の誘致において新規誘致による増、谷中防災・コミュニティ施設併設児童館等整備における併設児童館整備及び併設こどもクラブ整備による増がございます。

新規事業としては、保育士等人材確保による増、小規模保育施設の誘致やこどもクラブ運営における竜泉こどもクラブの移設に伴う増がございます。

次に、こども園でございます。増となった主な事業は、保育士等処遇改善に伴う増がございます。新規事業としては、たいとうこども園管理運営による増がございます。

また、減となった主な事業としましては、職員費における職員数の減、職員構成の変化による減、石浜橋場こども園管理運営におけるこども園維持修繕において、東園・西園渡り廊下設置工事の終了による減等がございます。

次に、社会教育費でございます。増となった主な事業は、管理運営における図書館管理運営や、社会教育センター・教育館・生涯学習センターの管理経費の実績見込み増、さらに谷中防災・コミュニティ施設併設図書館整備における整備の増等がございます。

減となった事業につきましては、管理運営における都営根岸五丁目アパート耐震改修の進捗による減等がございます。

次に、社会体育費でございます。増となった主な事業は、リバーサイドスポーツセンター管理運営における管理経費の実績見込みによる増、清島温水プールの冷温水発生機等に係る工事の増、リバーサイドスポーツセンターにおける初心者スポーツ教室の未就学児向けスポーツ教室実施による増等でございます。他に、荒川河川敷運動公園運動場におけるグラウンド復旧・拡張及び駐車場設置工事による増、地域体育館施設整備における旧田中小学校活用の体育施設整備工事による増がございます。

資料8ページからは、平成26年度に実施を予定している新規事業・主な充実事業がござ

います。主な新規事業は、小学校体育館天井耐震化、小学校普通教室フローリング整備、小学校少人数指導教室エアコン整備、忍岡中学校仮校舎設置、竜泉こどもクラブ移設、たいとうこども園管理運営、保育士等人材確保、小規模保育施設の誘致、中学校スクールカウンセラーなど計8事業でございます。

主な充実事業につきましては、9ページの認証保育所運営費助成など、計7事業となっております。事業の概要につきましては、内容の説明欄をご覧くださいと存じます。

平成26年度台東区一般会計予算における教育費関係計上予定案についてのご説明は以上です。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

歳入予算の都立浅草高校の温水プールについては区とどのような関係があるのですか。

青少年・スポーツ課長 都立浅草高校の温水プールにつきましては、地域の方のスポーツの振興ということで、浅草高校がプールを使わない11月から5月にかけて地域の方にご利用していただく形で、東京都と協定を結んで一定期間借り上げて使わせていただいております。なお、都立の施設ですので、使用料ではなく利用料ということで、収入としているという形でございます。利用料は2時間で500円でございます。

末廣委員 資料8ページの、小学校体育館天井耐震化について、小学校3校が対象となっておりますが、それ以外は既に耐震化されているのでしょうか。

庶務課長 建築基準法の改正により、つり天井は撤去するか補強するということになり、この3校が対象となりました。この3校以外は補強すべきつり天井ではありませんので問題ありません。

高森委員 資料8ページの忍岡中学校仮校舎設置について、旧竜泉中学校は確か柏葉中学校が工事した際に利用していたと思いますが、そのときには耐震補強の工事を行っていませんでしたのでしょうか。それとも、さらに上乘せして耐震補強の工事を行うということなのでしょうか。

庶務課長 より安全にするため耐震補強を行うものです。柏葉中学校が利用した際も安全性は問題なかったと聞いております。

高森委員 前回、柏葉中学校が利用していたときとはまた別の形での工事が必要だということですね。

庶務課長 今回、忍岡中学校が仮校舎として使用するにあたっての整備をするということです。

児童保育課長 補足でございます。現在、旧竜泉中学校の1階のところを区設の竜泉保育室で利用しています。旧竜泉中学校につきましては、区の大規模活用の構想に入っており、今後、例えば中学校、小学校の改築の際の仮校舎として活用していくということが、区長部局で表明されております。そういったこともあり、耐震性をより高めていこうということでございます。

これまでも、区の耐震の基準としてはBという評価でしたが、東日本大震災も踏まえて



万全の体制を期すために、耐震の対応が必要という判定の施設になりました。

樋口委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

樋口委員長 これより採決いたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第3号議案については、原案どおり決定いたし  
ました。

#### 第4号議案

樋口委員長 次に、第4号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第4号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条  
例の意見聴取について、ご説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関す  
る法律第29条に基づき、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。教育振興基金条例の別表中、東京都台東区池波社会教育振  
興基金について、基金の額を現行の2億100万円から、100万円を取り崩して2億円とするも  
のでございます。この100万円につきましては、平成26年度予算に繰入金として計上し、  
中央図書館の池波正太郎記念文庫の事業に充当するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 これより採決いたします。本案について、原案どおり決定いたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第4号議案については、原案どおり決定いたし  
ました。

#### 第5号議案

樋口委員長 次に、第5号議案を議題といたします。学務課長、説明をお願いします。

学務課長 第5号議案、東京都台東区立学校設置条例の一部を改正する条例の意見聴取  
についてご説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に  
基づき提出させていただいております。

新旧対照表をご覧ください。たいとうこども園開設に伴い、別表中、幼稚園の名称と位  
置のうち、台東幼稚園を削除するものでございます。施行期日は、平成26年4月1日でご  
ざいます。

本件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 では、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第5号議案については、原案どおり決定いたしました。

#### 第6号議案

樋口委員長 次に、第6号議案を議題といたします。生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、第6号議案、東京都台東区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌し、当該地方公共団体の条例で定めることとされましたことから、文部科学省令で定められました委嘱の基準、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者の中から委嘱することを参酌し、条例の改正をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に委嘱の基準として、第2条、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するという条文を加えるものでございます。本条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第6号議案については、原案どおり決定いたしました。

#### 第7号議案

樋口委員長 次に、第7号議案を議題といたします。青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

青少年・スポーツ課長 第7号議案、東京都台東区青少年問題協議会条例の一部を改正

する条例の意見聴取について、ご説明させていただきます。

本件は、先ほど生涯学習課長からも説明がありましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によるものでございます。本改正の趣旨は、地方分権改革推進委員会から勧告を受けました、義務付け・枠付けの見直しによる地方青少年問題協議会の会長と委員の要件に係る規定を廃止するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。従前は法に基づき、区長が会長を務めておりましたが、今回の法改正に伴い、条例により会長を区長と規定するものでございます。なお、施行日は、平成26年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第7号議案については、原案どおり決定いたしました。

#### 第8号議案

樋口委員長 次に、第8号議案を議題といたします。青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

青少年・スポーツ課長 第8号議案、東京都台東区奨学資金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。本件は、規定整備をすることにより、手続きの明確化を図るために改正するものでございます。

改正の内容について、主なものをご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第2条でございます。貸付金額の審査にあたり、必要な経費についても考慮しているため条文を追加したものでございます。

第3条は様式の規定でございます。様式につきましては、奨学生推薦調書に進路指導所見という欄を追加いたしました。こちらは、奨学資金の審査会におきまして、樋口委員長からもご指摘をいただいた部分でございますので、その進路指導所見を学校から上げていただくよう追加をさせていただきました。

新旧対照表2ページをご覧ください。第4条の2でございます。貸付の決定通知について規定において明確化したものでございます。

続きまして5ページの第11条第2項でございますが、償還しやすいように、繰り上げ償還の規定を新たに定めたものでございます。そのほか、条文の整理、あわせて様式の整備を

させていただきました。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

去年の実績は何件でしたか。

青少年・スポーツ課長 去年は2人で、1人の方は都立高校に合格されたため、実質的には1人の方が給付対象になってございます。

末廣委員 規則改正としていろいろな点を改正していますが、今回の改正の重要な点はどこでしょうか。

青少年・スポーツ課長 従前は、要綱等で規定していた部分がありました。その部分をきちんと規則という形で位置付けをして、改めて申請者等に明確化を図ったという点です。

樋口委員長 意見として、都立高校へ進学すれば学費はあまりかかりませんが、私立に行くとは授業料等の負担があり、それに対しての奨学金があります。ただし、大きな問題は、卒業してからの奨学金返還率が非常に低くなっていることで、無理して私立に行く場合や、どうしても私立に行きたいという場合と、都立でも進路があるかもしれないという進路指導とのバランスをうまくとっていただいて、子どもたちが進学をした後に、さらに自分の目的とすべき人生を歩めるように考えるべきだと思います。

末廣委員 奨学金の返還の問題について、返還しやすい制度に変わったりはしていないのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 従前どおりでございます。ただし、繰り上げ償還という制度は従前もありましたが、それはきちんと規則上でも位置付けることになります。

高森委員 様式を見た限り、基本的には本人が記入をするのだと思いますが、例えば本人が奨学金を必要としてまで進学したい理由を書く部分などはないのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 希望するのはご本人でございますので、ご本人の意向を踏まえた上で当然、保護者との相談や、返済については保証人になっていただく方の了解のもとに申請していただくようお願いするというところでございます。

高森委員 面接は当然行うと思いますが、本人が進学を希望していることについて、大学生などの場合は一般的には論文などとともに申請をするのではないかと思うのですが。

青少年・スポーツ課長 申請の際は私どもで申請書についての事実確認をさせていただいております。ご本人にも直接お会いして、保護者にもお会いしてお話を聞いています。その点も踏まえて、奨学金の審査会において審査をしていただいているという形になっております。

高森委員 書類上はないわけですね。

樋口委員長 私は委員として、きちんとそのご家庭の事情、本人の意思をきちんと確認して、それが奨学金貸付の審査会の際には説明を受けています。客観的にきちんと評価して、実行するかどうかは決めています。

和田教育長 確かに、本人の意思を自書で書くということも必要かもしれないということとで検討してもいいかもしれません。

生涯学習推進担当部長 奨学資金等を希望する理由という意味では、申請書の中段に記載欄がございます。

樋口委員長 進路指導の先生の指導も必要ではないかという話で、都立高校はたくさんあり、その中で、奨学金を借りてまで私立に行くのかということについては、大変な負債を背負うことになるわけですし、それは将来の子どもに対しては大変な負担です。就職して自分で所得を得ても、自分に投資ができないくらいに負債がかかってくるということは大変なことなので、なるべく負債がないようにしたほうがいいです。これはやはり中学校の先生の進路指導が重要になってくると思います。

末廣委員 全く返還されない場合もあると思うのですが、その場合には親権者や連帯保証人まで、区が返済をお願いするのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 残念ながら返済いただけない方がいらっしゃるというのが現実で、1件ずつ事情等を確認した上で対応しているところでございます。

状況により、連帯保証人の方にご負担をお願いするケースもございます。それぞれケース・バイ・ケースで対応しているところでございます。対応によって実際に返済に結びついているケースもありますので、我々としても努力をしてみたいと考えています。

樋口委員長 そのほかございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、第8号議案については、原案どおり決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 アイ

樋口委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いいたします。

初めに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 まず、アの教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

平成19年に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では毎年教育に関する事務の管理及び執行状況について、自己点検、評価を行ってお

ります。今年度の報告書を作成いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

まず、項番1の点検及び評価の方法でございます。今回の報告の対象となるのは、24年度の事業であり、昨年度まで活用しておりました「学びのまち台東区 アクションプラン」の施策について、区の事務事業評価シートを活用して、報告書を作成しております。

対象となる施策については、アクションプランの八つの体系の中から 及び の2つの体系を選択して、施策の点検評価を行っております。

また、本制度は、学識経験を有する方の知見の活用を図ることとされておりますので、筑波大学名誉教授の辰野先生、寛永寺の浦井先生、帝京科学大学教授の有村先生、常葉大学教職大学院教授の小松先生の4人の方々からご意見をいただきました。

続きまして、項番2の点検及び評価の結果でございます。まず、 人権尊重の意識・態度の育成の施策の総合評価でございます。学校教育において、人権感覚を育むための教育をはじめ、特別支援教育や国際理解教育、教育相談などにおいて、児童生徒への人権教育を推進しており、全体としては概ね順調に推移しております。しかしながら、人権教育研修会の目的達成度の評価が低いことや、スクールカウンセラーの派遣など、事業の執行体制に課題のある事業もあるため、今後の課題の解決に向けて努めていく必要があるとして、B評価とさせていただきます。

学識経験者の主な意見といたしましては、施策実施の際に見られる問題点を教師の指導に即して具体的に示すことができれば、さらに一層、指導の改善に役立つであろう。研修会開催回数や研究発表会参加者数などが安定していること、また人権教育研修会の回数も年度ごとに増加傾向にあり、その充実が見られるところである。ただ、それらに比して、参加者数がやや減少傾向にあることが気付きである。研修の内容や企画運営の在り方、開催時期やPRの仕方などを教職員への人権感覚の啓発など実質的効果のあり様を抜本的に検討する必要もあろうというご意見をいただいております。

の情操教育の充実についてでございますが、各事業とも、自然とふれあう農業体験学習をはじめ、音楽鑑賞教室や連合音楽会など、子どもたちが参加してふれあうことができる体験活動を充実しており、表現力や想像力の向上に寄与することができております。また、台東区自然の村、あわの山荘のように、利用人数の減少や人員の確保に課題を抱えている事業もありますが、全体としては施策の執行状況は概ね順調に推移しているということで、A評価とさせていただきます。

学識経験者からの主な意見では、情操教育では子どもが主体的に活動に取り組み、そこで感動する機会を生かすことが大事である。さらにその感動を積極的に認め、共有する大人や仲間が存在が大事である。歴史や文化、芸術を学ぶのに台東区程恵まれた所はない。上野に在る稠密ともいえる施設は既に活用されているが、現場での教育にもっと生かしていくべきである、などの意見をいただいております。

今年度の点検評価の結果や、学識経験者の意見を踏まえ、今後の教育行政に反映してま

いりたいと考えております。

資料1の報告については、以上でございます。

続きまして、イの東京大学工学部丁友会が実施する事業に対する後援について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

主催者は、東京大学工学部丁友会、事業の名称は、Techno Edge、実施日時は平成26年3月29日土曜日、10時から17時まで、実施場所は東京大学本郷キャンパス工学部11号館・2号館でございます。

この事業は、小学生から高校生に理系の良さを伝えるために企画されております。いわゆる理科離れを解決するために科学技術のおもしろさや、工学と社会とのつながりをコンセプトとしております。

資料2の裏面でございますが、内容は、東京大学工学部学生・院生有志による体験を重視した研究発表、実験・技術実演などのブース出展、工学系研究科教員による最先端の現場での工学と、その社会とのつながりを伝える講演会を行います。今回は、台東区立の小学生にこの事業について周知し、多くの小学生に参加してもらうため、後援名義の申請がございました。

本事業の趣旨をご理解いただき、後援名義の使用につきましてご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まず協議事項、庶務課のAについて、ご質問はございませんか。

垣内委員 資料1で、人権尊重の評価が少し低いのですが、詳しい資料の報告書を拝見しましたところ、確かに研修会は参加者が減っていると思われませんが、発表会の参加者はかなり増えているように思えます。その人権教育研修会の目的達成度が1という評価になっているということでしょうか。研修会に先日初めて行かせていただきましたが、なかなか数字だけでは見られない部分もあって、そこを参加者数が若干減っているというだけで評価するのもなかなか難しいのではないかと思います。

庶務課長 目標が、教員全員が参加するという、高い目標を掲げたために結果として達成度がこういう形になってしまったということです。ご指摘のとおり、何をもって評価をするのか、その目標もある程度適性な目標に立て直すなど、検討していきたいと思っております。

和田教育長 関連して、確かにこの出席者数をもって達成したかどうかという視点が、本来的に成果として見るべきかどうかという意味で難しい部分があるかと思うのですが、今回のB評価については、一昨年に学校現場であった事故のことを考えますとAにはなり得ないと思っておりますので、今回は違う視点で考えると、結果としてはやむを得ない部分があります。

高森委員 今回は8つの体系から2つを選んだということですが、過去にはこういったも

のを選んでいるのでしょうか。

庶務課長 アクションプランには8つの体系があり、昨年はそのうち3つを選んでおります。その前はまた3つということで、3年でワンクールのような形になっております。ちなみに、昨年は、コミュニケーション能力の育成、地域や国を担う高いところざし、学校園マネジメントの向上を選んでおります。

高森委員 順番に3年に1回のローテーションで選ばれるのでしょうか。それとも無作為に選ぶのでしょうか。

庶務課長 平成20年度から始めまして、ローテーションで行っております。

末廣委員 資料9ページのスクールカウンセラーについての課題とは、どのようなことでしょうか。

指導課長 都費の他に区費のスクールカウンセラーも設置していて、学校によっては区費、都費という形で、同じ人がなっている学校もあれば、違う人がなっているという状況があります。そういった中でその両者の連携や情報交換を密にしていくという仕組みや体制づくり、連携の仕方など、そういった部分が十分ではなかったということがここでの課題と認識しております。

樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

樋口委員長 次に、協議事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

末廣委員 小学校には具体的にはどういう方法で周知するのでしょうか。

庶務課長 パンフレット等を各小学校に配って周知するというように聞いております。

高森委員 中学校には配布しないのでしょうか。

庶務課長 今回は、小学校を対象にと聞いております。

高森委員 この日だけの実施なののでしょうか。中学校向けはないのでしょうか。

樋口委員長 中学生向けもあるが、周知したいのは小学校ということでしょうね。

庶務課長 3月29日にそれぞれ小学生向け・中学生向け・高校生向け、それから保護者向けのそういったイベントをやるということです。

樋口委員長 対象は小学校となっていますが、せっかく中学生向けもありますので、喜ぶと思います。

和田教育長 ご指摘を踏まえて、単なる後援名義の提供だけではなくて、こういう機会を台東区でも生かせるような周知の方法は考えていきたいと思います。

樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

樋口委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。



(2) 青少年・スポーツ課 ウ

樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のウについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

青少年・スポーツ課長 それでは、ウの体育施設の事前使用承認について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、台東リバーサイドスポーツセンターでございます。危機管理課より、第六消防方面消防少年団のつどいの会場として、10月12日日曜日の第一競技場などの事前使用承認申請がございます。第六消防方面本部は、台東区・荒川区・足立区の3区を管轄しておりまして、管内には、上野・浅草・日本堤・荒川・尾久・千住・足立・西新井の8消防署がございます。

消防少年団は、小学校3年生から中学校3年生までの団員が防火防災に関する知識や技術を身につけるとともに、規律ある隊生活を通じて責任感のある人間に成長すること、さらに防火防災の公活動や社会福祉施設の訪問などを通じて、社会に奉仕することを目的として活動しているものでございます。消防少年団のつどいは、年に1回各消防署の消防少年団の親交を深めるために開催をされているものでございます。

続きまして、柳北スポーツプラザでございます。区民課から第7回マロニエまつりの開催にあたって、踊り、パレードの練習、柳北おどりの練習のため、アリーナ及びテニスコートの事前使用承認申請がございます。

続きまして、保健サービス課より、若返り体操広場の会場として、5月28日水曜日に、アリーナの事前使用承認申請がございます。若返り体操は、区の事業として地域の中高年の方々に体操による体力づくりを促進するために開催されているものでございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づきまして、教育委員会の協議をお願いするものでございます。それぞれ区民福祉の向上、スポーツ振興の点から規則に照らし、適正な申請と思われるので、ご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、青少年・スポーツ課のウについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

(1) 庶務課 アイウ

樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

初めに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、まずアの平成26年度学校（園）施設管理用務業務委託について、ご報告いたします。資料4をご覧ください。

表の数値は、4月1日現在でございます。項番1、委託実施校園数でございます。新規実施として小学校1校と新たに開設することも園1園で実施をいたします。委託実施校園数は、39校園のうち38校ということになります。未実施校は、中学校1校になります。

項番2、委託実施校園でございますが、平成26年度は新規実施校として小学校が黒門小学校、こども園はたいとうこども園でございます。ただし、たいとうこども園の委託業者につきましては、現在の柏葉中学校及び台東幼稚園の委託業者がそのまま引き継ぐという形でございます。

次にイの平成26年度教育委員会及び連合校園長会の日程についてご報告いたします。資料5をご覧ください。

日程については、資料のとおりでございます。なお、校園長会につきましては、4月と10月に教育委員のご出席をお願いをしております。

次にウの後援名義の使用について、ご報告いたします。本件は、過去にご承認をいただいている後援名義使用について、継続して事業を実施するものでございます。今回は、生涯学習課取扱分1件で、事業名は、平成26年度家庭倫理講演会でございます。主催者は、家庭倫理の会台東区、実施日は平成26年5月31日、ミレニアムホールで講演会を行う内容でございます。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

垣内委員 中学校で1校だけ委託をしていない理由は何ですか。

庶務課長 区の職員が用務業務ということで携わっております。

垣内委員 ほとんどが委託されているのはそちらに大きなメリットがあるからだと思いますが。

庶務課長 用務業務の区職員については退職不補充ということで、順次委託を推進しております。

樋口委員長 他にございますか。

（なし）

樋口委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

（なし）

樋口委員長 次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

（なし）

樋口委員長 それでは、庶務課アからウについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 エオカ

樋口委員長 次に、学務課の工からカについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 まず、工の台東幼稚園閉園式についてご報告いたします。資料7をご覧ください。日程についてはご案内申し上げてきたところですが、内容が固まってまいりました。日時は、3月29日土曜日、10時から、場所は台東幼稚園ですが、受付を台東幼稚園で行い、場所は体育館に上がっていただくという形を考えてございます。

案内状の送付先につきましては、台東幼稚園関係者、歴代職員、地元町会の方、議会、そして教育委員はじめ区の関係者など、全体で319名の規模を想定してございます。

閉園式典につきましては、4階の第一体育館におきまして、開式から国歌斉唱等、周年式典など同様の進行でございしますが、(7)にございます園旗返還が閉園の手続きということになります。

式典終了後に30分程度の懇親会を考えてございます。場所は2階の第二体育館で、ご覧のような式次第で進行したいと考えてございます。

本日のご報告の後、ご案内をお送りしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、オのたいとうこども園について、ご報告いたします。資料8をご覧ください。

まず、保護者説明会等の実施についてでございますが、短時間保育、長時間保育のそれぞれにつきまして、台東幼稚園からの移行、竜泉保育室からの移行、また新規で入園の皆様に、ご覧のような日程で説明会を予定してございます。最後の欄に交流会との記載がございしますが、3月に入りますと、短時間保育、長時間保育の全ての園児が決定いたしますので、円滑な移行に向けて保護者同士、また子ども同士の交流も図るという目的で交流会も予定をしているところでございます。

次に、開設準備委員会の進捗についてでございますが、昨年末の12月26日に、第3回目を実施いたしました。引継保育について協議し、教育保育の内容を事業者が理解すると同時に、園児にとっても事業者の職員を知っていただくということが重要ではないかというご意見、また、先ほども交流会の話が出ましたけれども、台東幼稚園と竜泉保育室の園児が交流する機会を設けるようなことが必要だろうというご意見をいただいたところでございます。

そのほか、職員がたいとうこども園において、1年間責任を持って仕事をしてもらいたいということでは、職員の指導や研修をしっかりと行ってほしいということ、また、年明け以降のPTA行事に見学に来てほしいということなど、そういったご意見をいただいたところでございました。

裏面をご覧ください。業務の引継につきまして、事業者決定後、これまでも機会があるごとに行事の見学や既存のこども園の見学、また教育保育計画の内容精査など、開設に向けて詰めてきているところでございます。また、今年に入りまして、1月以降、事業者側の担任になる予定の職員が台東幼稚園の現場に参加して、園児の状況把握、引継を行って

おります。さらに、先ほども申し上げました交流会を実施して、円滑な移行を図る考えでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、次回の教育委員会定例会が開かれる3月12日の木曜日には、一応の建築工事等々が済んだ状況でございますので、教育委員の皆様には現場をご覧いただきたいと考えてございます。また、3月中旬以降になりますが、議会も含め一般向けの見学会を準備し、また、4月5日の土曜日に開園式、入園式を実施したいと考えております。

次に、力の平成25年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について、ご報告いたします。資料9をご覧ください。本健診は今年度で6回目でございます。まず、健診の目的でございますが、生活習慣病の早期発見、また子どもたちや保護者の自覚や関心を促進させ、生活習慣の見直しを図ることを目的としております。

次に、対象でございますが、小学校4年生と中学校1年生のうち希望者ということで、資料10ページ目をご覧くださいとチェックリストがございまして、こちらは申込案内と一緒に配付し、このチェックリストに3項目以上該当した児童、生徒について、受診を勧奨しているところでございます。また、このチェックリストで該当した児童、生徒のほか、前年度、また前々年度で結果として要医療であったり、要経過観察等の判定を受けた児童も対象としてございます。

健診場所につきましては、下谷・浅草両医師会のご協力をいただいて、資料にあります場所で実施しております。

健診の期間は、7月1日から9月30日までとしてございますが、希望していてもなかなか受診の都合がつかないという児童、生徒につきましては、10月末日まで受診できるようにしてございます。

健診項目や判定の方法については資料のとおりでございます。

資料2ページをご覧ください。項番7、判定後の指導でございますが、要医療になった場合は、かかりつけ医等での治療が基本となり、要経過観察、要指導の場合には、学校が対応するということになってございます。保護者の同意のあった児童、生徒につきましては、健診結果を学校に送付して、養護教員などが校医との連携のもと、きめ細かく対応ができるというようなことで考えてございます。

項番8、小学校4年生及び中学校1年生の健診の結果でございますが、受診者は合計で422人、受診率は22.7%となっており、前年と比べ、1.4%低くなっているという状況です。

次に、3ページから4ページにかけて、総合判定を記載してございます。内訳はご覧のとおりでございますが、小学校4年生で要指導や要経過観察、また要医療という判定を受けている児童は、合計41.9%でございまして、前年と比べ6%増えている状況になってございます。

同様に、4ページで、中学校1年生の状況を記載しておりますが、こういった指導等の配慮が必要という判定を受けた生徒は合計37.6%となっており、こちらは逆に前年よりも

6%近く減っているという状況でございます。

続きまして、項番9、前年度、前々年度の健診で要医療等に判定を受けた児童、生徒が再度受けた健診結果でございますが、対象者30名中15名が受診し、率にいたしますと50%が受診したという状況でございます。

5ページをご覧ください。要経過観察の判定を受けた児童、生徒で対象者61名中34名が受診し、受診率といたしますとは55.7%ということです。

続いてその結果判定でございますけれども、小学生につきましては、受診した児童の61.3%が改善側に動いております。前年度も同様の60%程度が改善していたという状況です。次に、中学生でございますが、受診した生徒の55.6%が判定の改善が見られたということで、こちらについては、前は73%でしたので、少し低くなったということでございます。

続いて、6ページ目の項番10に、平成22年度に小学4年生で受診し、同じ子どもが中学校1年生で2回目を受診したというものですが。受診者数については、平成22年度に受診した小学校4年生が337人、今年度受診した中学1年生が157人で、両方受診したのは92名でした。

結果については表の縦軸が平成22年当時の結果、横軸が平成25年当時の結果ということで、平成22年に要医療だった1名は、要経過観察に改善を図られ、要経過観察であった3名は、1名が要医療となり、2名はそのままという状況でございます。

続いて、項番11、自己チェックリストの活用状況でございますが、3項目以上該当した場合には、特に受診を勧奨しているところでございますが、小学校では3項目以上に該当した児童が231人、そのうち受診者は131人、受診率は56.8%。中学校の場合は、該当した生徒は175人、うち75人が受診し、受診率は42.9%という実態となっております。

次に、7ページの今後の対応でございますが、一層の受診勧奨、また健診の周知を行って、効果的に推進できるようにしていきたいと考えており、学校においても相談、指導等の対応ができるように、研修の機会なども充実していきたいと考えております。

以降は参考資料でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、学務課の工について、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 次に、報告事項、学務課のオについて、何かご質問はございませんか。

高森委員 資料2ページ目、業務引継のご説明の際に、担任という言葉が出ていたのですが、こども園は全クラスが担任制ということなのでしょうか。

学務課長 3歳、4歳、5歳は教育時間があり、そこでは担任という言い方をしておりますが、クラス編制は各年齢にクラスがございますので、正式に担任という名称を使うかどうかはありますけれども、クラスの先生は固定でございます。

高森委員 事前に台東幼稚園や竜泉保育室に見学に行ったというのは、その3、4、5歳

を担当する方ですか。

学務課長 そうです。

末廣委員 1ページ目の開設準備委員会のところで、1年間責任を持ってやってもらえるのか心配しているという声が出たということですが、そういった具体的な危惧が実際にあるのでしょうか。

学務課長 こちらの質問をされた方は、昨今のニュースでもありますように、保育所等で離職が問題になっているということから、年の途中で先生が変わるようなことは避けてほしいという意味での発言でございました。

和田教育長 末廣委員がご指摘の件について、運営事業者からは何か発言や意見はあるのでしょうか。

学務課長 いろいろな協議の中でも、新しいこども園であるからといって、例えば新規採用の新しい方々を集めてということではなく、しっかりと経験のある人たちを集めてほしいという要望が予めよりありました。

そのような中で、運営事業者もベテランの方々を中心に体制をつくっており、新卒者は1名ということでもございましたし、離職等についてもこれまでの運営から、そういったことが非常に少ないことと、研修には非常に力を入れていくということについて説明がありました。

樋口委員長 基本的には業務委託ですよね。そうすると、ここの園児の受け入れに関して、人件費はどのくらいなのでしょう。ベテランの方々となると当然賃金は新卒者より高いと思いますので、その辺りをトータルでどのくらいの人件費で計算して委託するのでしょうか。

学務課長 こちらの委託料の算出に当たりましては、国が定めている保育単価や、その中に経験年数というパラメーターもございまして、確か3年前後のところで試算していると思いますが、そういったものを踏まえた委託料に対して、それにきっちりその園で帳尻を合わせているということではなく、事業者が全体をみて職員配置をいたしますので、ベテランの方々が多くなるから人件費が足りなくなるのではないかということに関しては、たいとうこども園だけの話でなく、事業者全体として対応していただくことになろうかと思えます。

樋口委員長 たいとうこども園と、ことぶきこども園、私立の幼稚園、保育園、及び区立の幼稚園、保育園との関係は、今後どういう位置づけになりますか。

学務課長 たいとうこども園は、ことぶきこども園と同様、あくまでも公立の中で、指定管理者として民間の力を活用するということでもございます。よって、私立との関係では、あくまで公立であり、台東区の子どもたちを教育保育する施設ということでは、台東区教育委員会としては、私立も同様に支援等をしているところでございますので、そういった意味では同じと考えてございます。

樋口委員長 例えば公立、私立でそれぞれ先生の研修会がありますけれども、そういっ

たものへの参加についてはどのようにお考えですか。

学務課長 あくまでも公立ということで、現在も教育保育計画の指導については、教育委員会の指導主事が関わってございます。そういう意味では幼稚園教育を担うものとして、幼稚園に対する扱いと同様に考えています。ことぶきこども園もそういう意味では同じ扱いなのですが、研修においてはこれまでの経緯も踏まえ、私立にも同じようにやっていただきたいことについてはお声かけをしていくという方向性では同じということでございます。

樋口委員長 ことぶきこども園とたいとうこども園を、弱い形で連携するという方向性は考えていますか。

学務課長 公立の幼児教育を担うものとして、こども園も幼稚園も同じように研修等の情報提供もしていきたいという考え方ではございます。例えば、園長会を組織するかとか、そういう話はまた先の話になろうかと思いますが、情報共有、連携については当然図っていきたいと考えております。お互い新しい制度の園であり、既に運営事業者は石浜橋場こども園や、ことぶきこども園にも勉強に行っておりますので、お互いに情報共有等をするようなことは考えていきたいと思っています。

児童保育課長 補足でございます。ことぶきこども園とたいとうこども園は公設民営指定管理という形で運営しますので、どうしても形式上、既存の区立、私立の幼稚園、保育園と趣きを異にするところがございます。その辺りは教育委員会でも非常に意識しているところでございまして、例えば、児童保育課において研修ということで、区内の公立私立を問わず、教育保育施設に勤務する方は皆さん来てくださいますということで、講演会も実施しております。

また、例えば区立保育園の保育士と、ことぶきこども園の職員を何らかの形で交流して、意見交換や情報交換、教育保育のノウハウの交換など、そういった交流ができないかと今、ことぶきこども園とも模索してございますし、今後、たいとうこども園も稼働すれば、そういう交流の場に何らかの仕組みで取り入れていきたいと考えているところでございます。

末廣委員 台東区としては、こども園そのものを増やしていく意向があるのでしょうか。例えば、ことぶきこども園は非常に評判がいいですね。そういういろいろな要素があると思うのですが、将来的にこども園を拡大していくのかどうか、その方針はありますか。

学務課長 昨年、あり方検討会の際にいろいろな方々からご意見をいただき、提言をいただきましたが、今回のたいとうこども園のように、スペースがあったので、一定の規模を確保しながら幼稚園教育、保育、子育て支援という三つの要素をもった総合施設ということでの開設できました。将来的に、多様化するニーズにこども園という手法が良いということは認識していますが、そういうチャンスがあれば生かして整備をしていくべきだろうとは考えているところでございます。

垣内委員 2点質問です。1点目は、指定管理者制度の導入は、サービス向上と経費削減が二大目的だと思うのですが、経費的にはやはり削減になっているのでしょうか。2番目

は、指定管理者の場合、サービスはよくなるのですけれども、職員のレベルをどう確保していくのか。研修を呼びかけるといっても、その分の人を手当しないと、研修に人を出せないということもあるでしょうし、その辺りは指定管理の制度の中でどう担保されているのかという2点について、教えていただければと思います。

学務課長 たいとうこども園の運営委託料と、区が直営でやった場合の金額の試算に基づいたということではなく、効率化を図ることで結果として委託料が圧縮されているということでございます。

研修については、今回の事業者募集の際に非常に重要視した項目でございます。運営事業者からは既にこれまで社会福祉法人として事業展開してきた中での研修の実績や提案を受けた上で、法人として当然研修や人材育成もやっていくという報告を受けているところでございますので、それらと合わせて確保していきたいと思っているところでございます。

高森委員 開設準備委員会のところで、PTAのことが出てきていますが、事前の入園説明会や交流会の中で、来年度以降のPTAの設立についての話などは出ているのでしょうか。

学務課長 この件につきましては、これまで運営事業者と、現台東幼稚園PTAの役員と、ひざを突き合わせたお話し合いをしている中で、竜泉保育室は現在そういった組織がない中でも、新しいこども園ではPTA活動はやるということは前提になってございます。そこに竜泉保育室が新規の入園者側にもお声かけをしながら、新しい組織の立ち上げについては、こういった準備委員会とは別にお声かけをして、会合をもって、準備をしているところと考えているところです。

高森委員 入園説明会では特にその話はなかったということですね。

学務課長 入園説明会はこれからの予定ですので、特に竜泉保育室側及び長時間の入園者側にはそのときにお声かけはしたいと考えております。新しいPTA組織立ち上げに向けてということは、こういった説明会では話題にしていく予定でございます。

高森委員 その声かけは、誰がするのでしょうか。

学務課長 入園説明会では運営事業者からになります。また、事前に区からの説明の部分でも経緯や、こども園がPTA活動を大事にしていくということの説明はできるかと思っています。

末廣委員 こども園には、24時間どなたかが駐在されているのでしょうか。また、もし災害等が発生した場合の連絡体制についてはどのようにされるのでしょうか。

学務課長 24時間常駐ということではなく、夜中は機械警備になると思っております。災害等のいざというときの参集等々については、これから具体的に詰めていきたいと思っておりますが、区立施設と同等の体制をとっていくものと考えているところでございます。敷地内には備蓄庫もございますので、そういう意味では、開園後に体制については詰めていきたいと思っております。



樋口委員長 その他、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 次に、報告事項、学務課の力について、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 ご質問はございませんので、それでは学務課の工から力については、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 キクケ

樋口委員長 次に、児童保育課のキからケについて、児童保育課長、説明をお願いします。

児童保育課長 まず、キの平成26年度保育環境の充実と待機児童対策の推進について、ご報告いたします。資料10をご覧ください。

背景として、これまでも教育委員会でご報告をさせていただいておりますが、台東区の保育需要は年々伸びており、例えば、新規の認可保育所の申込者数は、一昨年が750人、今年度が850人で、今回はトータルでは1,000人を超えそうな様子で、毎年伸びているところでございます。教育委員会、区といたしましても、そういったことを見越した上で、毎年100人前後の保育定員の増を図ってきているところではございますが、これまで保育園、幼稚園等に行かないで、ご家庭で保育をされていらっしゃった家庭が、何らかの理由で共働きをしなければいけないという事情で認可保育所を申し込む場合や、保育園に入ったら積極的に求職活動をしますという場合が多かったのですが、最近は毎日ハローワークに通って職を一生懸命探していますという切実な方が増えてきており、待機児童数も増えてくる傾向が見えてきたということがございまして、平成26年度中に資料にありますような対応を教育委員会、区がしていくということで、この案件を出させていただいたところでございます。

申込者が1,000人を超えるという状況でございますので、今現在のおおよその試算でございまして、今年度待機児童数が46人だったところが、恐らく150人を少し超えるくらいの数になってくるだろうということでございまして、平成26年度にできるだけの対応をして、少しでも保育環境の充実と待機児童の抑制を図っていきたいというところが、この案件の狙いでございます。

それでは、資料に基づいてご説明をさせていただきます。項番1の概要でございます。実施する事業といたしましては、今年の4月に認証保育所1カ所と、共同型家庭的保育所1カ所を開設いたします。

(2)でございまして、待機児童数の増加が見込まれる3歳児につきまして、区立の認可保育所などで定員を弾力的な運営をしまして、3歳児の受け入れを図ってまいります。

(3)は、平成26年度の途中になりますが、認可保育所1カ所と小規模保育所2カ所を、すべて民間の事業者でございまして誘致をしまして、待機児童数の抑制を図ってまいりた

いと考えております。

(4)は、保育士の人材確保も難しい問題になってございますので、保育士の人材確保につながるような施策を実施してまいります。

以降、それぞれの項目について、ご説明をさせていただきます。

まず、項番2、認証保育所の開設でございます。これは4月1日に開設する予定でございます。名称が(仮称)スターキッズ上野桜木保育園、場所が上野桜木一丁目でございます。施設面積が約94㎡で、定員が0歳児から2歳児までで、27名でございます。

運営事業者の選定でございますが、事業者は株式会社スターズでございます。この事業者は既に谷中で認証保育所を1カ所運営しているところでございます。選定の経過でございますが、公募をかけたところ、この1社だけの応募ということで選定委員会を開き、資料にありますような審査項目、配点、得点で、得点率が70%を超えてございましたので、この事業者を事業運営の優先交渉権者として決定をしたところでございます。以降、(6)のスケジュールにあるような手順で開設に向けて進める予定でございます。

次に、項番3のグループ型小規模保育所、これは共同型家庭的保育所のことでございますが、4月1日に開設いたします。名称が、(仮称)上野おむすび保育園、場所が東上野五丁目でございます。共同型家庭的保育は、0歳児から2歳児までの9名を保育するタイプの施設でございます。運営事業者が、株式会社ユニマットライフでございます。選定経過につきましては、先ほどの認証保育所と同じように、応募がこの1社であり、選定委員会で得点率70%を超えてございましたので、優先交渉権者として決定をしております。以降、(6)のスケジュールに基づきまして、今後4月1日の開設に向けていくところでございます。

次に、3ページになりますが、項番4の緊急待機児童対策についてでございます。待機児童はこれまで1歳児が大変多かったのですが、やはり0歳児から2歳児までの認証保育所や、共同型をこれまで中心に施設を整備してきた関係がございまして、今後3歳児のところ待機児童が増えてくるということもございますので、既存の認可保育所等の施設で3歳児の定員を弾力的な運用を行い、3歳児の受け入れを増やしていくところでございます。区立保育園では11名の3歳児の増がございまして、また私立の保育園、認定こども園等でも3歳児の受入枠を弾力的に運用して9名の増、あわせて20名の3歳児の4月1日における定員の拡大を図るところでございます。

次に、項番5の平成26年度に誘致する認可保育園等についてでございます。まず、認可保育所でございますが、先ほど申し上げたような保育事業の背景がございまして、今年度11月を目途に100名程度の規模の認可保育所、民間事業者でございますが、誘致をする予定でございます。保育士の確保や、建設産業に携わる方の人材不足が叫ばれておりますので、できるだけ早く動き、11月までに設置、開設ができるように努めていきたいと考えているところでございます。(2)の小規模保育所でございますが、これは6名から19名までの0歳児から2歳児を保育する施設でございます。これを2カ所、7月を目途に開設をする

予定でございます。認可保育所、それから小規模保育所につきましても、これまでもこういったことを区内で開設したいという希望を持っている事業者と、ある程度水面下での交渉をしてございますので、この予定の期日に認可保育所についても、小規模保育所についても遺漏がなく、開設に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、4ページ項番6の保育士等の人材確保についてでございます。保育士の人材確保が問題になってございますので、台東区の保育レベルの維持向上と、民間施設の保育所の保育士等の確保を支援するという目的でございます。

(2)の事業概要でございますが、職員の保育資格取得の支援、特に認証保育所などで保育士の資格を持たない職員などに、資格の取得ができるような支援を行ってまいります。

また、でございますが、保育士募集事業への参加支援ということで、公的機関が主催する事業に私立保育園の方が参加する際、経費を補助するなどの事業を行ってまいります。

それから、でございますが、(仮称)台東区保育士等の登録活用制度の運営でございます。現在私どものほうで保育士資格を持った方々の人材のストックをしているものがございまして、そういった資源を区内の民間保育事業者に紹介することで、保育士の人材活用と民間保育事業者が保育所の確保というものを結びつけていきたいと考えているところでございます。

続きまして、クの愛隣保育園の改築及び補助金追加交付について、ご報告いたします。資料11をご覧ください。

私立の認可保育所である愛隣保育園が、ただいま園舎の老朽化等に伴い園舎の改築を行ってございます。この改築に関しましては、区が仮園舎の用地として区有地を提供し、安心こども基金などを活用して、区も建築費を補助しているところでございます。そのような関係もあり、愛隣保育園でも定員の拡大にご協力をいただきまして、定員の内訳にありましており、10名の定員増を図っていただくところでございます。

この愛隣保育園の改築費補助に関しまして、私ども担当が東京都と相談いたしまして、約2,600万円の補助金の支給を受けることが今回できましたので、教育委員会にも報告するものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、資料にありますように、区議会の子育て支援の特別委員会に報告し、以降、スケジュールにあるような形で、4月からは新園舎で、新定員で保育を開始してまいります。裏面に新園舎の案内図をつけてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、ケのこどもクラブ障害児保育学年延長の拡大について、ご報告いたします。

現在、区内のこどもクラブにおいて、障害のあるお子さんにつきましては、1年生から4年生までを各クラブで受入をしているところでございます。その中でも小学校6年生までの障害児の方を受け入れているこどもクラブは5クラブございます。行政計画に基づき、少しずつ拡大を図っているところでございますが、平成26年度は、寿こどもクラブで障害児保育の学年延長を実施する予定でございます。寿こどもクラブは区の南部に所在するこ

どもクラブでございますが、南部の障害児の方のご利用規模も増えているということで、この4月1日から障害児の学年延長を行うものでございます。

障害児の学年延長につきましては、5年生、6年生で3名ということで、各クラブで行っているところでございます。受入に当たりましては、項番4の体制のところに記載がございしますが、支援員1名を加配をするということになってございます。この支援員は、保育士あるいは教員の資格を持った職員が対応することになってございます。

周知につきましては、各こどもクラブや、小学校の特別支援学級の保護者への周知文の配付及び台東区のホームページで周知を図ってまいります。

今後の予定でございますが、2月18日に区議会の子育て支援特別委員会がございしますので、そちらに報告をいたしまして、その後、入会の受付、審査、入会決定などを進めていく予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、児童保育課のキについて、何かご質問はございませんか。

和田教育長 待機児童については現時点で150人を超える見込みということですね。

児童保育課長 現時点におけるあくまでも見込みでございまして、6月上旬に正式決定したものを東京都に報告をして、7月中旬に東京都が正式な待機児童数を公表して、正式な待機児童数の決定が出てくるというところでございます。

よって、報告を申し上げたのは、あくまでも今現在の申し込み状況からの推測でございますので、ご理解のほどお願いいいたします。

垣内委員 公募をかけて、いずれも1社しか応募されていないというのは、何か理由があるのでしょうか。また、保育士等人材確保について、受験料補助が約300万円とのことですが、これで充足するレベルなのでしょうか。

児童保育課長 まず、1点目についてはこちらとしても、こういった施設の開設に向けて水面下でいろいろな事業者と水面下の折衝をさせていただきました。折衝をしている事業者としては、それぞれ3から4者くらいの事業者がございましたけれども、どうしてもやはり物件の問題がございまして、例えば認証保育所に関しましては、池之端エリアの中でここが適当ではないかというところもありましたが、マンションの1階を利用するというところで、管理組合さんの了承が最終的には得られないと、そういう事情もございました。

それから、共同型家庭的保育所につきましても、3、4者の水面下での引き合いがあったのですが、例えば繁華街の大通りに面していて、保育をする環境としてはどうか、面積的にはちょっと広くてよかったところもあるのですが、周囲の環境、騒音、採光の関係、あるいは事業者自身の社会的な信用性、きちんと保育運営が継続的、安定的に良質なものを提供できるかなど、ある程度こちらでも事前にフィルターをかけたところがございますので、そういったフィルターをかけた上で、選考に残ってきたのがそれぞれ1社ずつということでございます。

2点目の経費について、全ての充足がこの経費で賄えるのかというところでございますが、これはやはりこれを受けたいという希望はたくさんございまして、なかなか全て充足というわけにはまいりませんが、平成26年度については、各園に割り当てまして、その中でご希望の方について対応していただき、当然、平成27年度以降もそういう需要を見て、予算を少しずつでも増やしていきたいと考えているところでございます。

樋口委員長 項番6の保育士等人材確保についての(3)予定経費が、養成施設の受講料補助となっていますが、施設に勤務していて資格のない方に周知できるということですか。

児童保育課長 そのように考えてございます。

樋口委員長 母子家庭の方で保育士の資格をとりたいという声が全国のあちらこちらにあると聞きました。この保育士の資格というのはある程度生活の安定化につながるといわれておりまして、いずれはそういう母子家庭の方で保育士の資格希望者にも対象を広げていくことも考えていただければと思います。

児童保育課長 ただいまの件につきましては、実は国で家庭的保育者の研修養成というものがございます。これは、一定時間の実技講習と座学を受講すれば、家庭的保育者ということで、保育士ではございませんが、いわゆる保育ママのお仕事ができる、あるいはこの共同型家庭的保育の中に入って一緒にお仕事ができるというようなガイドラインも国ではもってございますので、その辺りに対する支援メニューも国でも考えてございますので、そういったものを活用して地域の保育人材を少しでも掘り起こしていきたいと考えているところでございます。

高森委員 2点質問があります。1点目は3ページの項番5の(1)の認可保育所について、開設時期は今年の11月予定で、定員が100名程度というのは、すでにある程度見込みができていくということでしょうか。

2点目は、4ページの項番6の(2)の(仮称)台東区保育士等登録活用制度の運営について、PTA関係者のなかにも保育士の資格を持っている方も多く、私立や公立の幼稚園で教員をしていた経験がある方も多いと思います。国の制度で、こども士という資格ができるかどうかというところで、両方の資格を兼ねていく必要も出てくると思うのですけれども、そのあたりの兼ね合いで、できれば保育士だけではなく、私立園の経験者、公立園の経験者、幼稚園の教員経験者も含めた形で運営していただければいいかなと思います。

児童保育課長 まず、1点目の認可保育所の11月開設に向けての目途でございますけれども、これまでも区内で認可保育所を開設する考えのある事業者については、常に打診等してきているところでございます。開設の希望をもった事業者と、こちらの開設の意向が遺漏なくマッチングするように常に接触をしてございますので、現在、大手の事業者で3者ほどがこの要請にある程度応えてくれるかなという目途がついているところでございます。

2点目の保育士等登録活用制度についてでございますが、背景として、公立私立を問わ

ず保育施設での保育士が不足しているという状況があります。当然のことながら認定こども園でも、保育ママでも、教員資格を持った方も可能ですので、そういった方々にも範囲を広げて、できるだけ教育保育に関わる人材の登録、民間施設へのご紹介が教育委員会を通じて円滑にできるようにとは考えてございます。

高森委員 2点目の件について、公立幼稚園の先生方は両方の資格を持っていらっしゃる方が多いと思います。そういった方々のご退職された後は非常に有力な人材になるかと思しますので、必要に応じてご検討をよろしく申し上げます。

それから1点目でお聞きしました認証保育所のキャパシティが100名程度ということが気になります。規模が相当大きい保育所1カ所で100名というわけではないのですよね。

児童保育課長 区内にこれほど大きなものをつくれる物件はなかなかございませんので、3階建て、4階建てという形になったとしても、1カ所でこの程度の規模を賄ってしまうようなところを探したいと思っているところでございます。

何カ所かに分けてしまうと、開設の経費などの面でどうしても不効率になってしまうところがございますので、効率的な運営という観点からも1カ所で賄いたいと考えているところでございます。

高森委員 11月開設予定とのことですが、その場所の候補も決まっていないということなのですか。

児童保育課長 場所としては、先ほど3事業者と申しましたけれども、その3カ所ほど当てとしては持っているというところではございます。

樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

樋口委員長 次に、報告事項、児童保育課のクについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 次に、報告事項、児童保育課のケについて、何かご質問はございませんか。

高森委員 国は、こどもクラブ、学童クラブの指導員の資格について今後考えていこうとのこと、現在はそういった資格を持っていらっしゃる方は従事されていないと思うのですが、この支援に関しては保育士か教員資格を持っていらっしゃる方ということになると思うのですが、将来的に、例えば支援が必要な児童の保育は、この資格ではできないのでしょうか。そのためには新たな支援員を設けなければいけないのでしょうか。

児童保育課長 ただいまの国の基準、ガイドラインに照らし合わせますと、支援が必要な児童をこどもクラブで受け入れる場合についても、特にこういった資格を持った人をつけなさいということは決められてございません。ただ、台東区ではやはり支援が必要な児童の保育には力を入れてございますので、国の基準に上乘せする形で手厚い配置をしているところでございます。

ただし、国が平成27年度からの子ども子育て支援新制度の中で、学童クラブについても従うべき基準、参考にしてほしい基準というものをこれから出してまいります。その中で、

例えば職員配置、職員の資格、子ども一人当たりの面積などが従うべき基準になるのか、あるいは参考にすべき基準になるのか、そういったものを国が近々提示してくる予定でございますので、よく見据えた上で、平成27年度からの新制度についてはこどもクラブについても対象となってまいりますので、その辺りの職員体制や障害児保育のこどもクラブでのあり方というものを再構築していきたいと考えているところでございます。

高森委員 こどもクラブに従事されている方は、どういった資格を持っているのでしょうか。

児童保育課長 こどもクラブは公設民営で、民間事業者に委託してございますが、委託の要件として、例えば、保育士あるいは教員の資格を持った常勤職員を常にこどもクラブに関しては2人以上常駐する等の条件をつけてございます。2人以上というの部分については臨時職員などでも可とはしておりますが、要請として、できるだけ有資格者で対応してほしいというお願いをして、ほぼその通りに対応いただいております。非常勤、臨時職員の採用の中でも、有資格者を主に採用していただいているという実績もございまして、教員資格を持った方もかなりこどもクラブに入っているらしいです。

樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

樋口委員長 それでは、児童保育課のクからケについては、報告どおり了承願います。

#### (4) 指導課 コサ

樋口委員長 次に、指導課のコ及びサについて、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 まず、コของ教員の異動についてご報告いたします。資料13をご覧ください。

平成26年2月1日付東京都教育委員会発令について、資料のとおり、駒形中学校の主幹教諭が、葛飾区立双葉中学校副校長に昇任し転出いたしました。

この主幹教諭は、副校長補充要員とされ、駒形中学校にプラス1名の教員として配置されておりましたため、今回の異動後に、後任の教員はおりません。以上でございます。

続いて、サの外部指導員の事故について、ご報告いたします。資料はございません。

この度、台東区立桜橋中学校において、男子ソフトテニス部で生徒に指導を行っておりました外部指導員による体罰が発生いたしました。体罰をした外部指導員は、地域にお住まいの男性で、本校に平成18年度から指導員としてお願いをしている方でございます。発生日時は、平成26年1月21日火曜日、午前7時ごろ、体罰を受けた生徒は、男子ソフトテニス部所属の中学2年生1名でございます。

桜橋中学校男子ソフトテニス部は、朝7時から校庭にて朝練習をしております。当日は、部活顧問の教員は出勤をしておりましたが、既に当該の外部指導員が校庭において部員生徒を弧の字型に集合をさせ、練習前のミーティングを始めようとしておりました。体罰を受けた当該生徒は、外部指導員の視野に入らない位置に立っており、外部指導員が、当該生徒が見当たらないことに気づき、当該生徒にどこにいるのかと声をかけました。当該生

徒は、自分がいることをその外部指導員に合図をしましたが、外部指導員が見えるところに立っていなかったということについて注意をしました。その際、当該生徒が、初めからいましたと答えたことに対して体罰を行ったというものでございます。

体罰の内容でございますが、左右の頬を平手で二、三回叩き、ラケットのフレームの部分で痛さを感じる程度で頭をたたき、さらに両手の拳で、左右の頬骨あたりに交互三、四回殴りました。そして、右手で首を押さえつけるとともに、左もものところを蹴ったという内容でございます。この体罰の後、当該の外部指導員は、これで指導員はやめるといい残し、自宅に帰るため学校を出ました。

この間、部活の顧問はトイレに行っており、校庭に戻ってきた時点で既に外部指導員は学校を出ていった後で、顧問が体罰を止めることは結果的にはできなかったという状況でございます。

当該生徒は、唇が切れ出血、鼻血も出ていたため、保健室で応急処置をした後、病院に連れていきました。念のため、耳鼻科や脳外科なども受診をいたしました。結果は異常は見られず、外傷は軽度でございました。保護者及び当該生徒の希望もあり、病院から戻った後、午後の授業は受けたということでございます。

当日夕方、当該生徒の両親に対して外部指導員が謝罪をするとともに、翌日はPTA役員会で校長から説明をいたしました。さらにその翌日、この男子ソフトテニス部の保護者に対して、事故の概要や今後の部活のあり方等について校長が説明をするともに、外部指導員から直接謝罪をいたしました。

なお、当該外部指導員から当日の段階で、今後の指導については辞退の申し出があり、この辞退につきましては学校、保護者も了承しているところでございます。

今回の体罰につきましては、発生当日に東京都教育委員会に報告しておりますが、外部指導員という立場でございますので、本人に直接処分という形にはなりません。ただし、校長の管理責任については、今後、東京都教育委員会の判断を仰ぐこととなると思います。

校長は、この外部指導員に対して、以前に体罰防止について注意喚起をしておりましたが、このような事故が起きたことは大変残念でなりません。中学校7校で、外部指導員という方は45名ほどおります。教員同様体罰防止について、学校を通して指導をしております。今後もこの体罰防止について徹底していきたいと思っております。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、指導課のコについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 次に、報告事項、指導課のサについて、何かご質問はございませんか。

高森委員 外部指導員の方が生徒を弧の字型に並べていたということですが、どこまでの弧の字型なのか、円に近ければ正面の方しか見えませんし、そういった細かなことについて、被害を受けた生徒や、外部指導員から事情聴取をしていると思っておりますが、ほかの部



員などからは聴取等をされたのでしょうか。

指導課長 説明が不足しておりました。最終的には事故報告書という形で東京都に報告をいたしますが、当時、周囲に生徒が十数名おり、その一人ひとりについて状況を学校で聴取しております。弧の字型のところでは、弧が大きく広がっていたということで、最初はその指導員の視線に入っていなかったという状況でございました。

樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

樋口委員長 それでは、指導課のコ及びサについては、報告どおり了承願います。

#### (5) 教育改革担当 シス

樋口委員長 次に、報告事項、教育改革担当のシ及びスについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 それでは、まずシの小中学校ICT教育の推進について、ご報告いたします。資料14をご覧ください。

平成26年度から、これまで整備してきたICT教育環境を今後さらに、機器の使い勝手や操作する先生方の活用能力、また支援体制などを向上させることで、ICT利活用等を促進させ、先生方が効果的、効率的な授業準備やわかりやすい授業を行い、子どもたちと向き合う時間をより多く確保するとともに、区全体の学力を向上させることを目的とし、ICT教育の推進をしていこうと考えております。

項番2、整備の考え方でございます。(1)国は、平成25年6月14日のIT国家創造宣言の中に、2010年代中に全ての小中学校、高等学校、特別支援学校の教育環境のIT化を実現することを目標としており、本区においても、この到達線を見据えて教育環境を一斉に進めることは難しいため、段階的に進めていくことを整備の考え方としております。この(1)を踏まえつつ、本区児童生徒の学力の課題、教員のICTリテラシーのレベル、社会経済状況等を総合的に勘案し、効果的に進めていくことを考えております。

既に、平成25年度におきましては、区内4校において、この環境を整備する形で幾つかモデルケースで実施しております。平成24年度の魅力ある教育活動の先進授業で、デジタル教科書を導入した4校については、年度末に導入の強化の状況、稼働率、活用に当たって教員の打ち合わせ状況、工夫した点など、効果などについてヒアリングをして確認をしてございます。

1例を申し上げますと、A小学校においては社会科の5、6年生と理科の5、6年生のデジタル教科書の導入をいたしました。実際に、授業専用に中古のパソコンを購入していただいて、教室に常設をしましたところ、非常に稼働率もよく、両学年とも両教科ともに100%の活用状況でございました。

B小学校においては、社会科の3年生から6年生のデジタル教科書を置き、校務用パソコンを授業の都度、教室に運び込むような形で実際に稼働率などを見ておりました。ただ、

3年生につきましては、社会科はデジタル教科書ではなく、台東区についての学習を深めたために、実際には4年生以上の活用という形になりました。

A小学校とB小学校と比較しますと、やはりA小学校は100%の稼働率だったのに対して、B小学校については、学年によってバラつきがあって、多いところでも70%程度、学年によっては50%程度の活動率でございました。

中学校におきましては、一つの学校では、理科の導入をしまして、職員室にある校務用パソコンをその都度持ち込んで授業をしましたが、なかなか中学校の場合稼働率が難しかったようです。ただし、もう一つの学校では、通常授業を行うところに全ての機器を配置して、授業専用のパソコンを設置し、校務用パソコンと用途を分けて授業を実施しており、こちらの学校ではそれぞれ稼働率は高く、特に理科については100%に近い実施の状況があり、実際に学力の向上も見られているところでございます。

こういった状況を鑑み、項番3、平成26年度の整備概要でございますが、理科と社会のデジタル教科書を小中学校の全校で導入すること。また、どうしても校務用パソコンを持っていきますと、設置等の時間が非常にかかるため、小中全クラスに授業用パソコン1台の導入。また、中学校では、特別教室でもかなり授業をしておりますので、電子黒板、実物投影機の整備。また、先生方によっては操作、活用の力にはやはり温度差がありますので、ICTの支援員を導入するなど、整備を重ねていきたいと考えております。

項番4、今回導入による今後の展望についてでございますが、これまで区内の学校においては、ICT機器として大型テレビ、電子黒板、実物投影機、校務用パソコン、校内LANが整備されておりましたので、今回はデジタル教科書と授業用パソコン、ICT支援員を導入することを考えております。また次の段階として、さまざまな地区の中で、一人1台の児童、生徒用端末を持たせた授業が今後展開されていくようには思われますが、これらについてはモデル校で一部実施をするかしないかも含めた検討をし、また、他自治体による効果検証、これは財源が相当かかりますので、そういった情報も注視しながら先行導入について及び内容については検討していきたいと考えております。

経費につきましては、全体で事業経費等7,045万5,000円で考えております。

資料14については、以上でございます。

続きまして、スのスーパーティーチャー育成事業の成果報告についてご報告いたします。資料15をご覧ください。平成25年度スーパーティーチャー育成事業を新規事業として立ち上げてから1年が経過しますので、成果報告をさせていただきます。

目的と概要でございます。子どもたちの学力、体力を高めていくためには、やはり教員の力は非常に重要で、その中で核となる教員を台東区の学校教育ビジョンに沿った形で育成していくことは非常に重要であるということ、学校教育ビジョンの中でも述べてございます。それを受け、特に指導力の高い教員・保育士を育成する養成講座を実施することを目的としました。

全ての分野で実施したいところではございますが、少し重点化を図り、重点分野、課題

となる分野を推進するために質の高い教員・保育士の計画的な育成、台東区全体の学力、体力の向上を図るとともに、次世代の中核となる教員・保育士の育成につなげたいということを目的としております。

実施内容は、ICT・体力・理科の3分野でございます。回数でございますが、各分野年間5回、講義、実技、研究授業・協議など、それぞれの先生方が自分自身の研究課題をしっかりと持って、1年間研究を進めていただきました。

受講対象者は、区立小中学校の先生方と、幼稚園・保育園・こども園の先生方、保育士が一堂に会す形で講座を実施してまいりました。各校園長の推薦により、各校園から原則3名、8年以上の経験者を対象としました。受講後の処遇でございますが、台東区のスーパーティーチャーとして何らかの形で認定をしたいと考えており、翌年以降、校内OJTの講師や研究会の講師として活用していただきます。また、依頼に応じて外部講師に推薦していくことを目標としてございます。

平成25年度の実施状況でございますが、コースごとの先生方の人数を書かせていただきました。保育園はICTについての申し込みはございませんでしたが、その分、体力、体育推進コースにかなりの方が受講していただきました。2月13日、ミレニアムホールにて、この内容について「学びのキャンパス台東教育実践フォーラム」を行います。樋口委員長にはこのとき挨拶をいただくことをお願いしております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

樋口委員長 ただ今の報告につきまして、まず報告事項、教育改革担当のシについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 次に、報告事項、教育改革担当のスについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、教育改革担当のシ及びスについては、ご報告どおり了承願います。

#### (6)生涯学習課 セ

樋口委員長 次に、報告事項、生涯学習課のセについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

生涯学習課長 それでは、セの平成25年度台東区区民文化財台帳登載及び指定について、ご報告申し上げます。資料16をご覧ください。この度、諮問機関である台東区文化財保護審議会から、台東区指定有形文化財として2点、台東区区民文化財台帳に4件登載する旨の答申があったものでございます。

2ページをお開き願います。まず、指定有形文化財でございます。絵画として、宗教学法人浅草寺が所有しております、紙本着色熊谷稻荷縁起絵巻でございます。江戸時代を通じ

て、人々の信仰を集めた熊谷稻荷の由緒を伝える歴史資料としても重要であり、描かれた熊谷稻荷の社殿は、江戸時代前期の様子を知るための貴重な資料でございます。

3ページをご覧ください。考古資料として台東区教育委員会が所有いたします、上野忍岡遺跡群出土旧石器時代資料一括でございます。既に区の文化財として台帳に搭載してございます出土資料の中で、特に旧石器時代のものを指定文化財とするものでございます。本資料は、台東区内では調査例が少ない旧石器時代の資料であり、石器等の遺存状態も極めて良好であるため、貴重な資料でございます。

続きまして4ページ、銅造観音菩薩坐像でございます。彫刻として宗教法人浅草寺が所有しております。本像は、江戸の鋳物師の作風を伝えるものとして貴重なもので、また、像及び台座に刻まれた銘文は、江戸時代前期の信仰・宗教活動を知る上で、貴重な資料でございます。

5ページをご覧ください。同じく彫刻として宗教法人浅草神社が所有いたします浅草神社の仮面7面でございます。これらの仮面は、江戸時代後期以来、さまざまな書物に記述がみえ、三社権現の古面として知られていたものであり、江戸時代の芸能史、工芸史上重要な遺品でございます。

6ページをご覧ください。古文書として、台東区教育委員会が所有いたします柏木家文書でございます。こちらは、中央図書館から昨年、柏木家文書として刊行されてございますが、江戸時代から明治時代における上野寛永寺の時の鐘に関する資料として貴重でございます。

7ページをご覧ください。考古資料として台東区教育委員会が所有いたします、浅草駒形二丁目遺跡出土資料一括でございます。本資料は、平成15年に実施された遺跡発掘調査での出土品でございます。調査例の稀な古墳時代前期の貝塚関係資料としても貴重でございます。

以上の文化財台帳登載及び指定により、台東区区民文化財台帳登載数が200件、そのうち指定文化財は54件となっております。

今後とも、区内文化財の保護及び活用を図ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご報告は、以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 これは、基本的に条例で文化財台帳登載というのがまずあって、その後に指定という見込み段階になっているという理解でよろしいのでしょうか。また、この文化財台帳登載に伴う所有者への規制、あるいは助成、指導など、そのあたりを教えていただけますか。

生涯学習課長 指定と登載の二段階という明確な基準はございません。条例の中では、必要なもの、重要なものを登載し、その中でも特に重要なものを指定をするとなっております。まずは台帳に登載されて、その中から指定というのが通常の順番かとは思いますが。

文化財の指定につきましては、それぞれの個人の財産を祖先から受け継ぐ、また未来へ受け継ぐ貴重な財産として、みんなで大切なものとして扱うということが基本でございますので、一定の所有者への制限、例えば公開をしてくださいというお願いをしたりということもございますので、指定登載に当たり、所有者のご理解なくしてはできないところでございます。これまでに1件、区が指定したものが火事に遭い、修復が必要だというときに区が助成したことがございます。

高森委員 今の質問に関連して、こういうものは定期的に、検査やチェックをするのでしょうか。

生涯学習課長 調査員がおりますので、必要な関わりはもたせていただいているところでございます。ただし、それが十分に行われているかということもございませぬ。申し出が無いと情報としてなかなか把握できないこともございますので、情報収集には努めつつ、努力しているところでございます。

高森委員 管理している側は、文化財という意識は非常に少ないのかもしれないですね。信仰の対象であったりします。気づいたら盗難にあった、知らないうちになくなっていて、それがいつなくなったかもわからないという、そういったことも考えられます。その辺りはどのように対処していったらいいのでしょうか。

生涯学習課長 台東区の指定のものにつきましても、やはり心配りや、必要な関わりというものをしていく必要があるかなと思っております。

高森委員 所有者に書類を数年に一度送付して、チェック項目を入れて、所在の確認をする必要もあるのかなと思いました。

生涯学習課長 ちょうど東京都などからも所在調査がありましたので、モニタリングをさせていただきたいと思っております。

樋口委員長 他にございませぬか。

(なし)

樋口委員長 それでは、生涯学習課のセについては、報告どおり了承願います。

#### (7) 青少年・スポーツ課 ソ

樋口委員長 次に、報告事項、青少年・スポーツ課のソについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

青少年・スポーツ課長 それでは、平成25年度「第32回台東区青少年をほめる運動」審査結果について、ご報告させていただきます。資料17をご覧ください。

項番1、事業の目的でございますが、善行青少年や団体を表彰周知することで、本人にさらなる精進を期待するとともに、青少年健全育成の機運を盛り上げることを目的に行っているものでございます。

項番2、対象者につきましては、青少年の規範となる善い行いをした区内在住、在学、在勤の概ね25歳未満の青少年及び団体でございます。

項番3の推薦依頼先及び項番4の推薦依頼期間でございますが、昨年の10月から12月にかけて、区議会をはじめ町会、小中学校、青少年に係る団体などに推薦をお願いするとともに、広報たいとう及び区のホームページでも周知を行ったところでございます。

項番5、審査会でございますが、1月20日月曜日に開催いたしました。被表彰者の一覧が資料裏面にございます。

なお、推薦は12件いただいておりますが、1名、この方はスポーツの貢献ということで、関東中学校の水泳競技大会で優勝された中学校3年生の方でございましたが、「台東区教育委員会文化的分野及びスポーツ分野における幼児・児童・生徒表彰」の対象者となりました関係で、青少年をほめる運動の表彰の対象外ということで規定に基づきまして、対応させていただきました。

なお、項番6、表彰式につきましては、3月11日に予定をしているところでございます。報告は、以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、青少年・スポーツ課のソについては、報告どおり了承願います。

### 3 3月の行事予定

樋口委員長 次に、3月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 3月の行事予定につきましては、資料18のとおりでございます。次回、教育委員会定例会は、3月12日の水曜日、14時からでございます。3月ですので、卒業式や修了式などがございます。よろしく願いいたします。

樋口委員長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、行事予定については、報告どおり了承願います。

### 4 その他

樋口委員長 その他、何かございますか。

(なし)

樋口委員長 では、以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時55分 閉会